

平成 2 8 年 第 2 回 定 例 会

民 生 環 境 常 任 委 員 会 会 議 概 要

委 員 長 藤 原 浩 平

副 委 員 長 赤 木 長 義

1 開催日 平成28年6月21日（火曜日）

2 開催場所 第2委員会室

3 審査案件

諮問第13号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について

諮問第14号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について

諮問第17号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について

諮問第18号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について

諮問第21号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について

諮問第22号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について

諮問第15号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

諮問第16号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

諮問第19号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

諮問第20号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

諮問第23号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

諮問第24号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

○出席委員

委員長	藤原浩平	委員	藤田誠
副委員長	赤木長義	委員	里村誠悦
委員	竹山美虎	委員	小豆畑緑
委員	葛西育弘	委員	奥谷進

○欠席委員

委員 小田桐 金 三

○説明のため出席した者の職氏名

なし

○事務局出席職員氏名

議事調査課副参事 横 内 英 雄 議事調査課主査 柴 田 聡

○藤原浩平委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）朝早くから御苦労さまです。ただいまから、民生環境常任委員会を開会いたします。

なお、本日は小田桐委員が所用のため欠席となっております。

本日の委員会は、さきの本委員会において審査した諮問第 13 号「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」から諮問第 24 号「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」までの計 12 件の諮問に対する答申書（案）の内容の審査に特化したものであるため、本日の委員会には理事者を招集しておりませんので、あらかじめ御了承ください。

それでは、今期定例会において本委員会に付託され、さきに棄却すべきものと決した諮問 12 件に対する答申書（案）について、ただいまから審査いたします。

諮問第 13 号「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」から諮問第 24 号「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」までの計 12 件については、内容に関連があることから一括議題といたします。

まず、さきの本委員会において、各諮問に対してどのように意見を述べるかについては、答申書を作成し答申することとし、答申書（案）の作成については、正副委員長に一任されました。

また、各諮問については、いずれも全員異議なく、審査請求について棄却すべきものであると決したところであります。

そこで、各諮問に対する答申書（案）をお手元に配付しておりますので、答申書（案）の内容について副委員長から説明をさせます。

赤木副委員長、お願いします。

○赤木長義委員 それでは、まず、諮問第 13 号、諮問第 14 号、諮問第 17 号、諮問第 18 号、諮問第 21 号及び諮問第 22 号について御説明いたします。

お手元の資料を参考にしながらよろしくお願ひしたいと思います。

「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」の答申書（案）であります。お手元の答申書（案）のとおり、「下水道使用料の督促に係る事務は、違法、不当とは認められず、処分庁である企業局長が行った処分は、妥当である。したがって、下水道使用料の督促処分に対する審査請求については、棄却すべきである。」といたします。

以上の案を提案したいと思います。

○藤原浩平委員長 それでは、各諮問に対する答申書（案）について、各委員から御意見をいただきたいと思ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤原浩平委員長 意見はないようですので、本答申書（案）のとおり答申することよろしいですか。

〔「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤原浩平委員長 それでは、本答申書（案）のとおり答申することに決しました。引き続き、赤木副委員長。

○赤木長義委員 続きまして、諮問第 15 号、諮問第 16 号、諮問第 19 号、諮問第 20 号、諮問第 23 号及び諮問第 24 号について御説明いたします。

お手元の資料を見ていただければと思います。

「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」の答申書（案）であります。お手元の答申書（案）のとおり、「下水道使用料の徴収に係る事務は、違法、不当とは認められず、処分庁である企業局長が行った処分は、妥当である。したがって、下水道使用料の徴収処分に対する審査請求については、棄却すべきである。」といたします。

以上の案を提案したいと思います。

○藤原浩平委員長 それでは、ただいま説明ありました各諮問に対する答申書（案）について、御意見等いただきたいと思ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤原浩平委員長 意見はないようですので、本答申書（案）のとおり答申することよろしいですか。

〔「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤原浩平委員長 本答申書（案）のとおり答申することに決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託された諮問に対する答申書（案）の審査は終了いたしました。

以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

（ 審 査 終 了 ）